

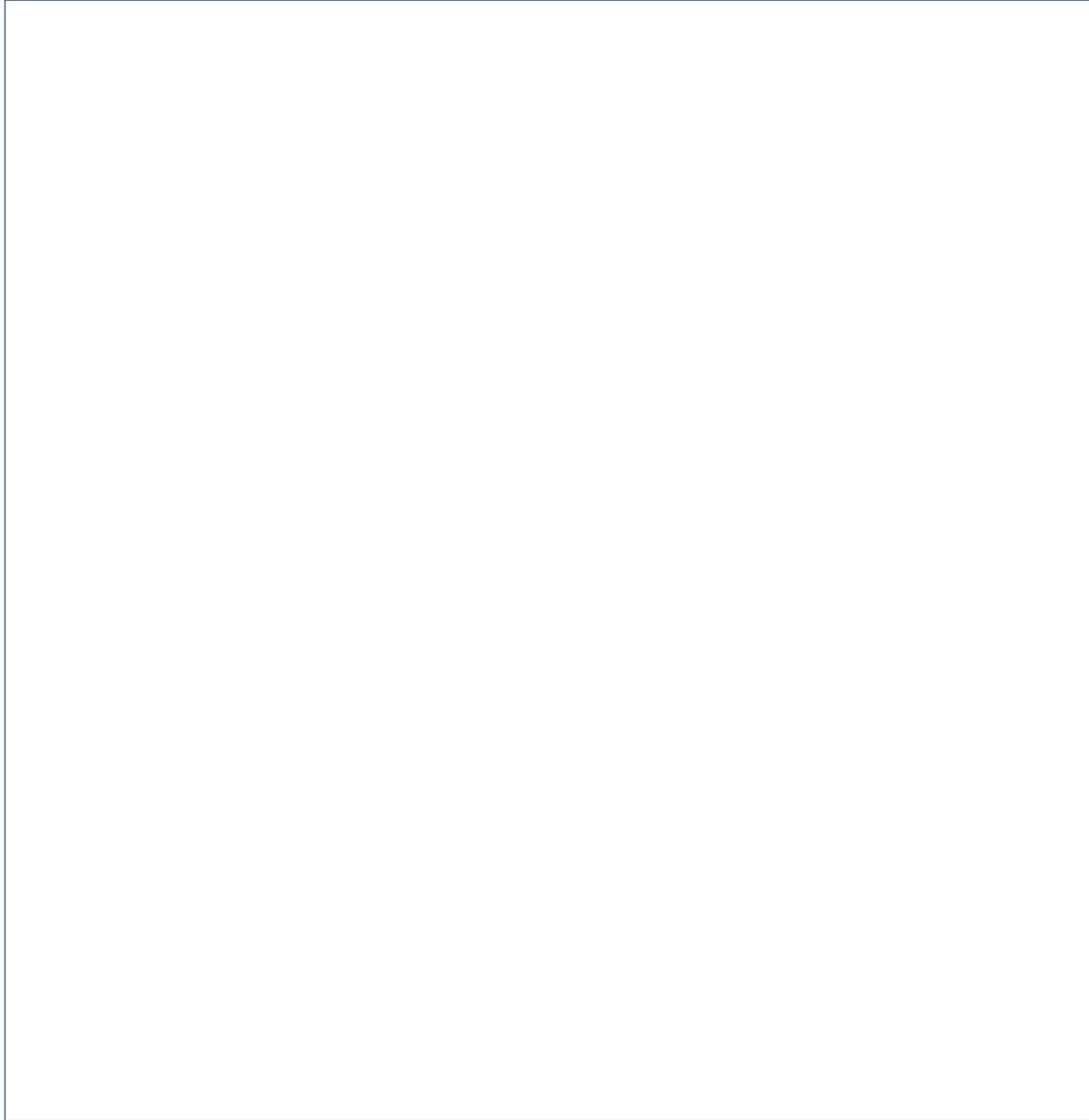
境港市障がい児者プラン

～安心して地域で暮らせる
共生社会の実現をめざして～

令和 6 年 3 月改定

境 港 市

はじめに



令和6年3月

境港市長 伊達 憲太郎

《目 次》

第1章 境港市障がい児者プラン（令和6年3月改定）について

- 1 プランの趣旨 1
- 2 プランの位置づけ 2
- 3 プランの計画期間 6
- 4 プランの策定（改定）体制 6

第2章 障がいのある方の現状

- 1 人口の推移 7
- 2 身体障がい 9
- 3 知的障がい 12
- 4 精神障がい 13
- 5 難病 16
- 6 障害支援区分 17

第3章 境港市の基本的な考え方と施策の基本的方向

- 1 プランの基本理念 18
- 2 プランの基本目標 18
- 3 分野別施策の基本的方向 19

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

- 1 令和6年度の目標値 31
- 2 施策の方向性 36
- 3 障害福祉サービスの見込量 37
- 4 地域生活支援事業の見込量 44
- 5 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量確保
のための方策 49
- 6 障がいのある児童に係るサービスの見込量と見込量確保
のための方策 50
- 7 PDCAサイクル 53

- 参考資料 54

第1章 境港市障がい児者プラン（令和6年3月改定）について

1 プランの趣旨

国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されるとともに、平成25年4月には、「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行によって、難病の方を障害福祉サービスの対象とし、対象者の範囲が拡大されるなど、障がい者施策の充実に向けた取り組みが進められています。

また、同年同月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行、同年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立をもって国内法の整備が進んだことを受け、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。

このような国の情勢を踏まえ、境港市においても、平成27年3月に「境港市障がい児者プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、障がい者施策を推進しているところです。

その後、障がいのある方を取り巻く社会環境もめまぐるしく変化し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年8月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」、平成29年9月には「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）」が施行されています。また、計画期間が平成30年4月から令和5年3月までの「障害者基本計画（第4次）」が障害者の権利に関する条約の締結後に初めて策定されています。

このたび、令和6年度から令和14年度までの「障害者計画」と令和6年度から令和8年度までの「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」で構成されるプランを改定することにより、引き続き、障がいのある方が安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指す取り組みを進めていきます。

2 プランの位置づけ

このプランは、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」であり、国の「障害者基本計画」、「基本指針」及び鳥取県の考え方を踏まえて改定します。

また、本市における上位計画にあたる「境港市まちづくり総合プラン」や「境港市地域福祉計画」との整合性を図ります。

■障害者基本法（抜粋）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（2）各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（3）地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1）前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

（2）前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第89条の2の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害

者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第8項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

■児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げ

る事項について定めるよう努めるものとする。

- (1)前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2)前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第33条の23の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 プランの計画期間

このプランの計画期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間です。プランの中で、障害福祉計画及び障害児福祉計画に該当する部分については、3年に1度見直すことになります。

また、毎年度、プランを分析・評価し、必要に応じて見直しを行います。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障害者計画 (障害者基本法)	→								
障害福祉計画 (総合支援法)	第7期計画		第8期計画			第9期計画			
障害児福祉計画 (児童福祉法)	第3期計画		第4期計画			第5期計画			

4 プランの策定（改定）体制

このプランの策定（改定）にあたっては、障がい者福祉団体の役員、障害福祉サービス事業者、学識経験者、公募によって選ばれた市民で構成される委員会を設置し、関係者や市民からの意見の総意を反映して策定（改定）します。

第2章 障がいのある方の現状

1 市の人口の推移

■人口の推移

平成12年から令和2年までの総人口の推移をみると、20年間で4,103人減少しています。

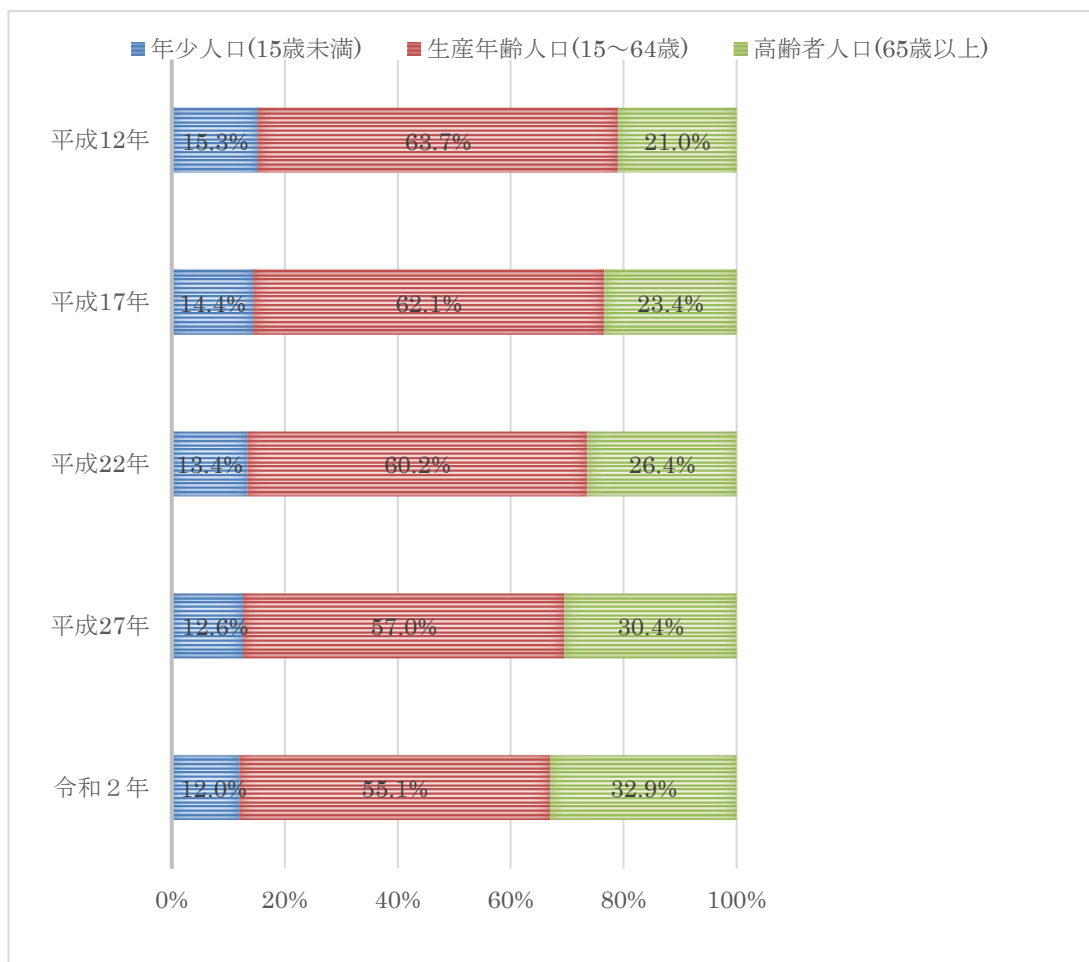
これに対して世帯数は20年間で623世帯増えており、単身世帯や核家族世帯が増えているといえます。

	人 口 (人)	世帯数 (世帯)
平成12年	36,843	12,505
平成17年	36,459	12,798
平成22年	35,259	12,870
平成27年	34,174	13,094
令和 2年	32,740	13,128

資料：国勢調査（平成12年～令和2年：各年10月1日現在）

■人口の推移（構成比）

過去20年間の人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：国勢調査（平成12年～令和2年：各年10月1日現在）

※端数の四捨五入で数値の合計が100%にならない場合もあります。

2 身体障がい

■身体障害者手帳所持者の推移

過去5年間の身体障害者手帳所持者数は若干減少傾向にあり、5年間で66人減少しています。

1～2級の重い障がいを有する方が、約半数を占めています。

単位：人

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成 30年度	18歳 未満	13	7	4				24
	18歳 以上	465	200	226	319	73	74	1,357
令和 元年度	18歳 未満	11	4	3				18
	18歳 以上	454	199	227	326	73	71	1,350
令和 2年度	18歳 未満	9	4	3				16
	18歳 以上	454	194	220	314	73	65	1,320
令和 3年度	18歳 未満	10	3	3	1			17
	18歳 以上	432	191	233	312	70	67	1,305
令和 4年度	18歳 未満	9	2	3			1	15
	18歳 以上	442	188	221	314	67	68	1,300

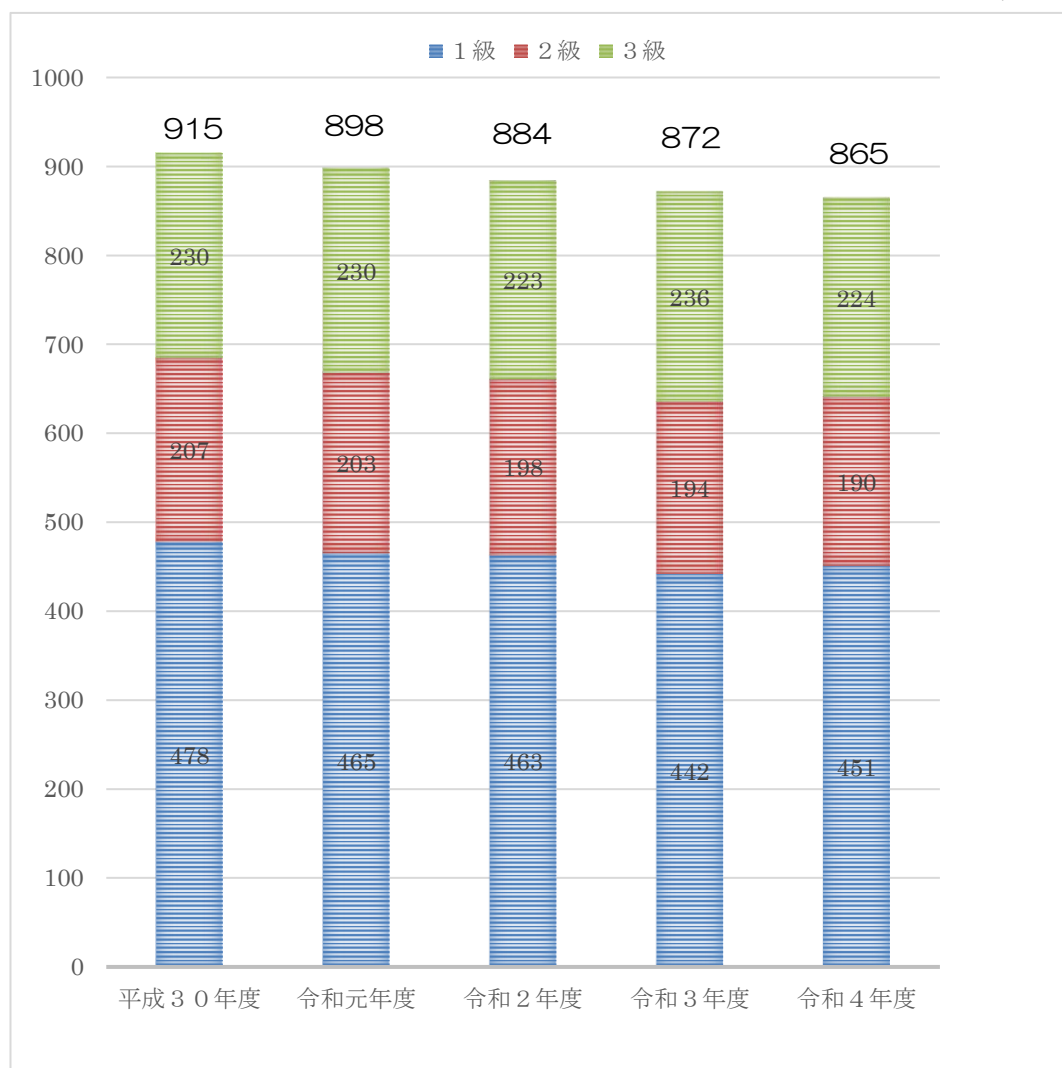
資料：境港市福祉システムデータより（各年度3月31日現在）

■ 1級から3級所持者の推移

過去5年間の1級から3級の方の推移をみると、1級の方は2級、3級の方の2倍以上の人数になっています。

境港市の総人口の約2.6%の方が、1級から3級の手帳を所持しています。

単位：人



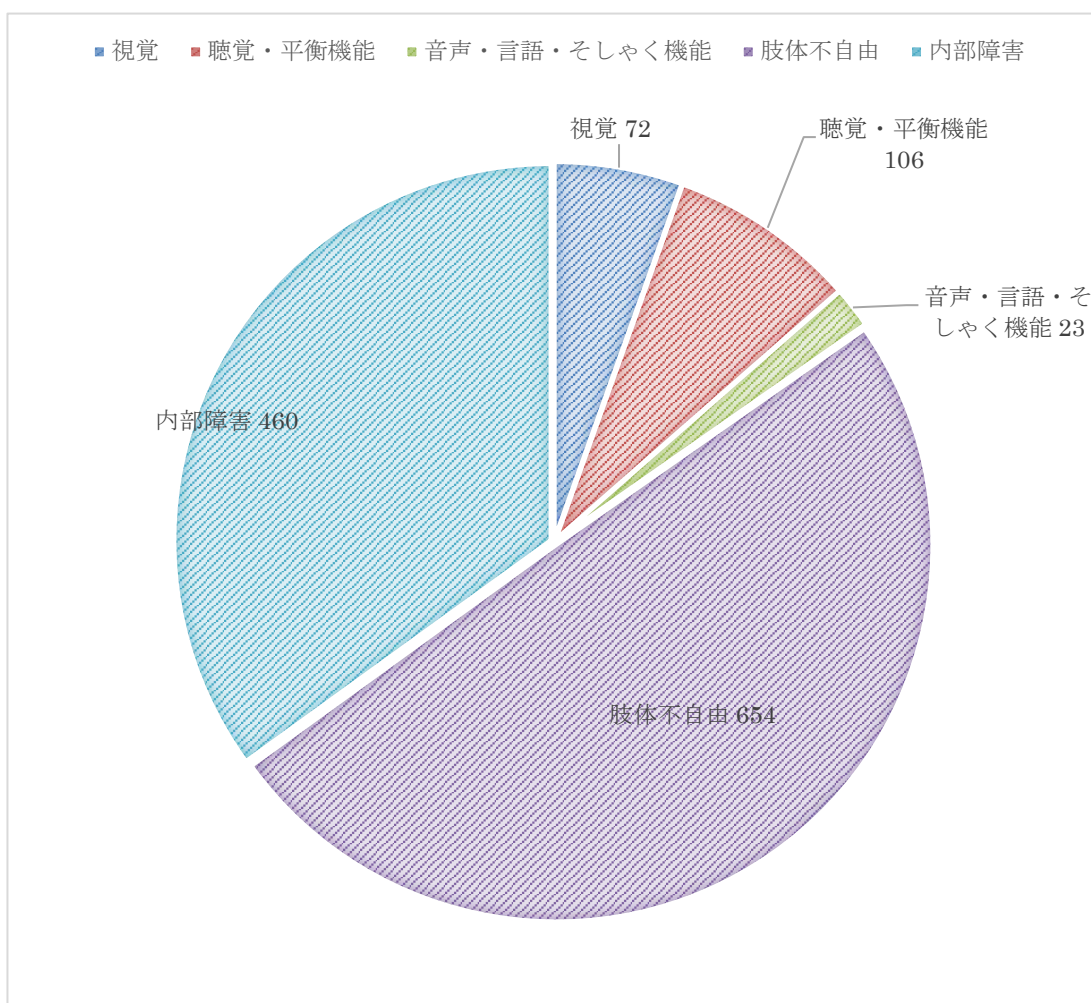
資料：境港市福祉システムデータより（各年度3月31日現在）

■身体障がい部位別人数

令和4年度末現在の身体障害者手帳所持者数は1,315人です。

障がいの部位別に比較すると、「肢体不自由」の方が654人と最も多く、約半数を占めます。次いで、「内部障害」の方が460人です。

単位：人



資料：境港市福祉システムデータより（令和4年度末現在）

3 知的障がい

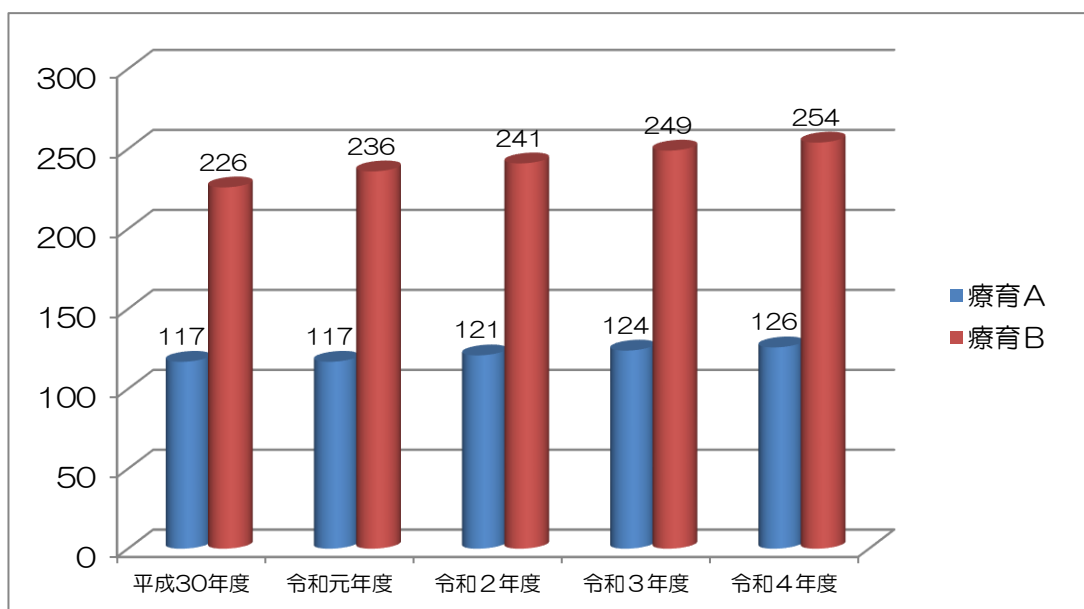
■療育手帳所持者の推移

過去5年間の療育手帳所持者は、若干ですが増加傾向にあります。
境港市の総人口の約1%の方が手帳を所持しています。

単位：人

		A（重度）	B（中軽度）	計
平成 30年度	18歳未満	12	31	43
	18歳以上	105	195	300
令和 元年度	18歳未満	10	39	49
	18歳以上	107	197	304
令和 2年度	18歳未満	10	38	48
	18歳以上	111	203	314
令和 3年度	18歳未満	14	40	54
	18歳以上	110	209	319
令和 4年度	18歳未満	13	38	51
	18歳以上	113	216	329

単位：人



資料：境港市福祉システムデータより（各年度3月31日現在）

4 精神障がい

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、5年間で28人増加しています。

境港市の総人口の約1%の方が手帳を所持しており、そのうちの約75%が2級の方です。

単位：人

	1級	2級	3級	計
平成30年度	33	232	44	309
令和元年度	33	250	53	336
令和2年度	33	257	57	347
令和3年度	27	249	43	319
令和4年度	27	254	56	337

資料：境港市健康づくり推進課より（各年度3月31日現在）

■自立支援医療（精神）受給者の推移

自立支援医療（精神）受給者数は、増加傾向にあり、5年間で31人増加しています。

境港市の総人口の約2.3%の方が通院している状況にあります。

単位：人

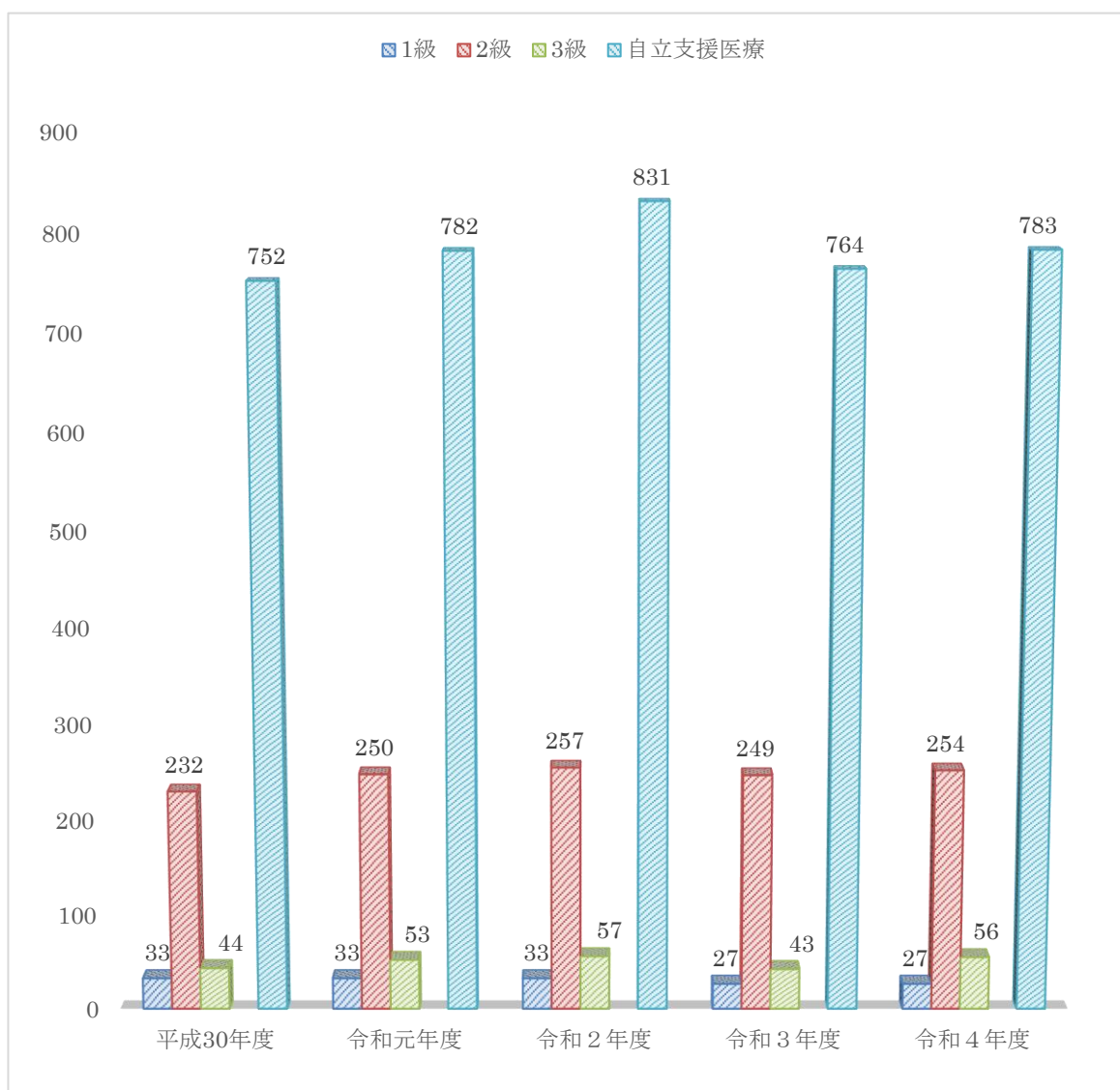
	自立支援医療（精神）
平成30年度	752
令和元年度	782
令和2年度	831
令和3年度	764
令和4年度	783

資料：境港市健康づくり推進課より（各年度3月31日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者の推移

過去5年間で精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方は横ばいになりますが、5年前に比べ2級または3級の方、自立支援医療を受給している方は増加傾向にあります。

単位：人



資料：境港市健康づくり推進課より（各年度3月31日現在）

■退院可能入院者数

精神障がい1年以上入院している方のうち、何らかの支援を受ければ退院が可能とされている方は、令和4年度で、市内に8人おられます。

単位：人

区分	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年 以上	20年 以上	合計
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0
20歳以上 40歳未満	0	0	0	0	0	0	0
40歳以上 65歳未満	0	0	1	1	0	1	3
65歳以上 75歳未満	0	1	0	0	1	1	3
75歳以上	1	1	0	0	0	0	2
計	1	2	1	1	1	2	8

資料：鳥取県西部総合事務所県民福祉局より

(令和4年度現在)

5 難病

■指定難病受給者数

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等のサービス利用の対象となりました。令和5年4月現在の対象疾患数は366疾患です。

市内では、令和5年3月末現在で356人の方が認定を受けています。

単位：人

指定難病疾患名	人数 (主疾患)
潰瘍性大腸炎	50
パーキンソン病	54
特発性拡張型心筋症	13
クローン病	14
後縦靭帯骨化症	17
全身性エリテマトーデス	13
重症筋無力症	11
多発性硬化症／視神経脊髄炎	10
皮膚筋炎／多発性筋炎	10
その他	164
計	356

資料：鳥取県西部総合事務所米子保健所（令和5年3月31日現在）

6 障害支援区分

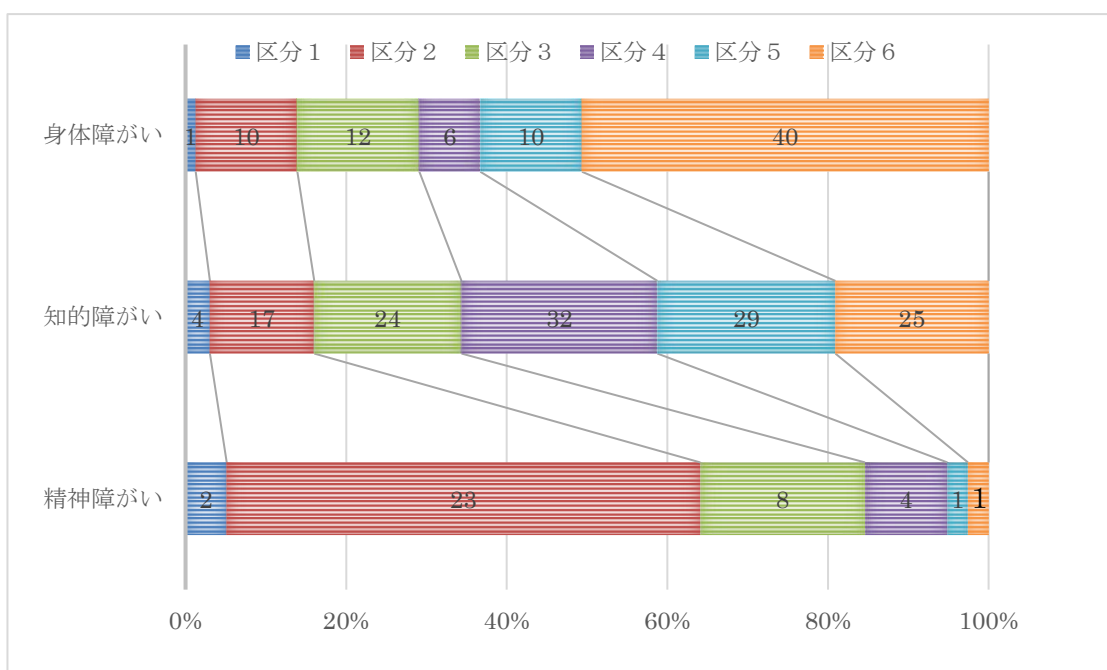
■障害支援区分認定者数（障がい別）

令和5年3月末現在の障害福祉サービス支給決定者数は367人で、その内、障害支援区分認定者数は249人となっています。

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい	1	10	12	6	10	40	79
知的障がい	4	17	24	32	29	25	131
精神障がい	2	23	8	4	1	1	39
計	7	50	44	42	40	66	249

単位：人



資料：境港市福祉システムデータより（令和5年3月31日現在）

第3章 境港市の基本的な考え方と施策の基本的方向

1 プランの基本理念

「 安心して地域で暮らせる共生社会の実現 」

このプランの根拠法である障害者基本法では、第1条に「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。

プランにおいても、この法の目的に沿って、障がい者施策の基本的な方向を定めます。境港市地域福祉計画でも定めているように、障がいのある方の自立と社会参加を促進し、「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を共有し、障がいの有無に関わらず境港市で共に安心して暮らせる、あたたかい共生社会を目指します。

2 プランの基本目標

「安心して地域で暮らせる共生社会の実現」に向けて、プランの基本目標を定めます。

■境港市で安心して暮らす

- (1) 障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援体制等を整え、質の向上を目指します。
- (2) 居住サービスや、成年後見制度を充実させ、親なき後を考えます。
- (3) 防災対策、防犯対策を推進します。
- (4) 保健や医療の体制の充実を図ります。

■境港市で学び、働き、社会参加を促進する

- (1) 福祉的就労収入の底上げを支援し、工賃アップを目指します。
- (2) 障がいのある方の一般就労への移行を進めます。
- (3) 障がいのある方が教育を受けたり、芸術・文化・スポーツ活動を楽しめるよう、環境を整備し、社会参加の機会を増やします。

■境港市で共に暮らす

- (1) 行政が、関係団体や、あいサポート企業等と連携し、あいサポート運動を更に広げ、すべての市民が正しく障がいを理解するよう普及啓発を進めます。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供、虐待の防止、権利擁護の取り組みを推進します。
- (3) 行政、事業者、関係団体及び市民は、社会的障壁の軽減に努めます。
- (4) コミュニケーション支援の充実に努めます。

3 分野別施策の基本的方向

(1) 生活支援

障がいのある方が境港市で安心して暮らすために、市内で相談できる環境をより充実させていくことが必要です。

また、平成24年4月から計画相談支援がスタートして、平成27年4月からは、障害福祉サービスを利用するすべての対象者にサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。今後は、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所との連携を強化し、より生活しやすい環境を整えることが必要です。

また、施設入所者や精神科病院の長期入院者等の地域移行や親なき後も安心して暮らせるよう、住環境整備や訪問型在宅サービス等を充実させていくことや緊急時にすぐ相談ができ、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制を整備していくことが必要です。

■相談支援体制の充実

- 市内の相談支援センターと行政、施設、障害福祉サービス事業所の連携を密にし、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等、協議の場の充実を図ります。
- 障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う「一般相談」については、身近な場所で相談できるよう体制を整え、利用の周知促進を図ります。
- 障がいのある方が障害福祉サービス利用時に必要となるサービス等利用計画の作成の円滑化、スピーディーにサービス利用が可能となる体制を整えるため、指定特定相談支援事業所の設置を図ります。
また、困難ケースの対応等、指定特定相談支援事業所が市内の支援センターや西部圏域内の他の事業所等と協議しやすい体制にするため、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関との連携を充実させます。
- 判断能力が十分でない障がいのある方が、自立した生活を送ることができるよう、西部圏域内の成年後見支援センターとの連携を図り、成年後見制度の活用を推進します。
また、成年後見制度に関わる法人の活動強化や新たな法人の設立を支援します。
- 相談支援専門員の確保や資質向上を図る研修会等への参加しやすい環境作りに努めます。
- 地域生活支援拠点等を整備し、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談などの支援を行う体制を整えます。

■在宅サービス等の充実

- 障がいのある方及びその家族のニーズや実態に応じて、居宅介護や行動援護等の在宅サービスの円滑な利用が可能になるよう、また、日中活動の場の確保に努めます。

- 常時介護が必要な重度の障がいのある方が在宅で安心して生活できるように、日中や夜間の支援について、医療型、福祉型の短期入所やグループホーム等の居住整備など、西部圏域内で関係機関との連携を強化し、在宅サービスの充実を図ります。また、訪問系サービスを充実させることにより、地域で安心して生活できるように努めます。
- 障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を充実させます。
- 地域生活支援拠点等を整備し、緊急時の受け入れ体制を確保し、障がいのある方が地域で安心して生活できるように努めます。

■障がいのある児童への支援の充実

- 市内で児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供や児童の預かりの場の確保に努めます。
- 障がいのある児童の成長に応じた切れ目のない支援、また、医療、福祉、保育、教育、就労等の関係機関との連携を充実させ、医療的ケア児や重症心身障がい児も含めた障がいのある児童への地域支援体制づくりを中心に進めます。

※医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

- 乳幼児期、学齢期、卒業後のライフステージにあった支援を行い、専門的な支援へのつなぎや教育委員会、特別支援学校、就労移行支援事業所等と連携を深めます。
- 発達障がいに対する理解を促進し、適切な対応ができるように、発達障がいのある児童やその家族等に対する支援体制の充実を図ります。
- 地域におけるインクルージョン推進のため、児童発達支援センターを中心に、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援を行っていくとともに、地域の障害児通所支援事業所と連携し、障がいのある児童への支援の充実を図ります。

■サービスの質の向上等

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進に努めます。
- 障害福祉サービス等の提供にあたり、近隣市町村とのサービス格差の解消を図ります。
- 障害福祉サービス等とその関係者間の連携を深め、県とともにネットワーク構築を強化します。
- 障がい福祉サービス事業所における人材確保、サービスの質の向上のため、県が実施する研修へ参加しやすい環境作りに努めます。
- 新型コロナウイルス感染症等、感染症流行時においても、安定的にサービスが提供されるように県及び近隣市町村と連携して、必要な情報提供を行います。

■福祉用具の普及

- 利用者のニーズを把握し、日常生活用具等の給付を行います。

(2) 保健・医療

障がいのある方が身近な地域で予防検診及び保健や医療サービスを受けることができるよう、体制を充実させることが必要です。

精神障がいのある方の早期退院や地域移行を推進していくためには、市内で暮らせる環境整備を進めなくてはなりません。精神科病院、相談支援事業所、また、障害福祉サービス事業所、行政が連携を深めて、安心した暮らしを提供していくことが必要です。

また、難病の方の相談支援及び障害福祉サービスの更なる充実が必要です。

■保健・医療の充実

- 障がいのある方の予防検診の充実を図ります。
- 在宅生活を送る障がいのある方が安心して暮らせるために、病院や相談支援事業所等の障害福祉サービス事業所と情報交換を深めます。

○ 重度障がいのある方の在宅生活を支援するため、重度障がいのある方を受け入れる障害福祉サービス事業所への支援を県とともにを行います。

○ 障がいのある方の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の助成をします。

■精神保健・医療の充実

○ 精神疾患・精神障がいの正しい知識の普及を図り、精神疾患の発症予防、早期発見、早期治療の促進、また、偏見・差別や過剰な不安の払拭に努めます。

○ 精神障がいのある方の早期退院や地域移行が進むよう、地域移行対象者の現状把握に努めるとともに、保健、医療、福祉関係者による協議の場等を通じて、関係機関との連携を図ります。

○ 依存症である方やその家族に対する支援を県等の関係機関と連携して行います。

■障がいの原因となる疾病等の予防・治療

○ 乳幼児等に対する健診や保健指導の実施により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図る。

■難病に関する施策の推進

○ 難病の方の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談等を実施するため、相談支援事業所や鳥取県難病相談・支援センター等と連携を図り、必要な障害福祉サービス等の提供されるように努めます。

(3) 教育、文化・芸術活動、スポーツ等

障がいのある方の教育環境を整え、身近な場所で文化・芸術活動やスポーツ参加を可能にするため、活動する場所の確保や指導者の確保に努めることが必要です。

また、障がいのある方もない方も共に楽しみ、障がいのある方の個々の能力を発揮でき、社会参加の促進に繋げることが必要です。

■教育

- 特別支援学校、特別支援学級、また、通常の学級に通学する児童や生徒が必要に応じて障害福祉サービス等の支援を受けながら、個々の能力や可能性を伸ばせる環境づくりのため、教育委員会等や相談支援事業所等、関係機関と連携を深めます。

■文化・芸術活動の推進

- 障がいのある方の芸術・文化作品展示のイベントを開催し、障がいのある方の文化・芸術活動への意欲向上と、発表の場を創る等、障がいのある方の社会参加が進むよう努めます。

また、文化・芸術活動を通して、すべての市民が共に楽しめる環境づくりを進めます。

- 障がいのある方が文化・芸術活動に自ら取り組む環境づくりのため、ワークショップ等の機会を創り、支援します。

- 視覚等に障がいのある方の読書環境の整備を図ります。

■スポーツ等の推進

- 障がい者スポーツ指導員等とともに、障がいのある方のスポーツ参加のきっかけづくりや、すべての市民と一緒に楽しめるスポーツ環境づくりを考えます。

また、県との連携を強化し、各種スポーツ大会等の情報提供や、市内の障がいのある方の各種スポーツ大会への参加促進を進めていきます。

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある方が、地域で自立した生活を送るために、就労は重要な課題です。

障がいのある方の働く意欲向上と、個人の適正能力を十分に発揮できるよう支援していくことが必要です。

■総合的な就労支援

- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援サービス、就労継続支援サービスの充実を図ります。また、就労後は、就労にともなう生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により、職場定着を推進します。
- 福祉施設から一般就労へ移行する際には、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職場定着に向けた支援に努めます。
- 市内の企業に対して、障がい者雇用について理解の促進を図り、一般就労の受け皿が増えるよう取り組みます。
- 雇用施策との連携により、企業において重度の障がいのある方が就労する場合や自営業で働く場合等に必要とする職場等での支援を実施することにより、一般就労を推進します。

■就労の底上げ

- 障害者優先調達推進法に基づき、市内の福祉施設から優先的に物品を調達し、市役所内における発注促進への取り組みを強化します。
また、就労継続支援事業所の活用事例等の情報提供を行い、市役所内の優先調達の増加に繋がります。
- 市内の企業に対して、障害福祉サービス事業所と連携して、福祉施設からの物品調達を働きかけます。
- 就労継続支援事業所に通所する利用者の工賃向上、また、働く意欲を高めるため、常設及びイベント等での販売の機会をつくります。

■経済的自立の支援

- 障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、受給資格を有する方が、確実に障害年金や特別障害者手当等を受け取ることができるよう、制度について周知徹底します。
- 障がいのある方が障害年金等の個人財産を適切に管理されるよう、成年後見制度等の利用について周知徹底します。

(5) 生活環境

障がいのある方の自立と社会参加を促進するために、障がいのある方が安心して生活できる住宅の確保や障がいのある方に優しいまちづくりを推進することが必要です。

■住宅の確保

- 住まいの場として、市内にグループホームの設置促進を図るため、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」において方策を検討し、事業者に情報提供や働きかけを行います。
- 障がいのある方の住宅の確保のため、西部圏域内のグループホームや市営住宅等の空室状況を把握し、情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図って支援します。
- 障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与、住宅改修に対する支援を行うとともに、制度の広報に努めます。

■福祉のまちづくりの推進

- 県や、県からの認定を受けた福祉のまちづくり推進サポーターとともに、市内にハートフル駐車場を増やすなど、制度の周知や利用促進に努めます。
- 障がいのある方のニーズを聞き取り、市内の必要箇所には視覚障がい者誘導用ブロック等の設置や段差解消に努めます。

- 交通手段がなく必要な外出も限られる障がいのある方には、地域生活支援事業の移動支援の利用等により外出を促進したり、境港市障がい者福祉タクシー料金助成事業が、必要な方に利用されるよう広報に努めます。

また、障がいのある方の公共交通機関の利用について利便性の向上を図ります。

(6) 情報アクセシビリティ

障がいのある方が情報に十分アクセスができて、地域でコミュニケーションが十分に取れることが重要であり、行政や障害福祉サービス事業所等で十分な情報提供が必要です。

■情報アクセス、コミュニケーション支援の充実

- 市内の視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がいのある方のニーズを把握し、必要な場合は日常生活用具の給付品目を追加する等、支援の充実を図ります。
- 障がいのある方が行政等に関する主要な情報にアクセスできるよう環境整備に努めるとともに、市役所窓口においては、障がいのある方の個々の状況に応じた支援を行うよう徹底します。
- 障がいの特性に応じた意思疎通支援のあり方を具体的に検討し、市内でコミュニケーション支援が充実するよう努めます。

(7) 安全・安心

障がいのある方が境港市で安全に、安心して生活できるように、当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。

災害発生時に障がいのある方やその家族等に速やかに必要な情報が伝達されるよう、障がい特性に応じた情報提供が必要です。

また、消費者トラブルに巻き込まれないよう相談場所等について、障がいのある方への周知が必要です。

■防災対策等の推進

- 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、地域や関係機関と連携を図り、避難行動要支援者名簿や「支え愛マップ」等を活用した、障がいのある方に対する適切な支援や、安否確認を行うことができる体制を整えます。
- 避難行動要支援者については、自力での避難が困難な方に支援が行き届かないことのないよう把握に努めます。
- 原子力災害の発生に備え、市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図って、避難体制整備や避難時の支援体制整備を構築します。
- 災害発生時において、障がいのある方やその家族に速やかに必要な情報が伝わり、避難所においては安全・安心な生活が送れるよう、県や市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、市内の体制づくりを強化します。
- 在宅で生活している人工呼吸器等を装着している医療的ケア児者が、災害での停電時においても人工呼吸器等を稼働できるように、非常用電源の購入に関する助成制度を実施するとともに、避難所におけるポータブル電源装置の整備を図ります。

■防犯対策、消費者トラブルの防止

- 警察と障がい者団体、福祉施設、行政等が連携し、防犯被害の防止と早期発見ができるよう、ネットワークづくりを整えるとともに、相談窓口の周知に努めます。
- 消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者トラブル情報の提供、障がいのある方の消費者生活相談の充実にも努めます。
- 消費生活センター、行政、地域が連携し、消費者トラブルの防止のため、「見守りネットワーク」を設置し、障がいのある方等を地域で見守ります。

(8) 差別解消及び権利擁護の推進

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されました。

正当な理由なく、障がいを理由とした差別をなくすことが必要です。また、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護に対する意識啓発も必要です。

■差別解消の推進

- 国の基本方針に基づいて検討される、障がいを理由とする差別の解消に向けた県の取り組みに即して、市としての関心や理解を深める啓発や差別に関する相談体制を整備します。

■権利擁護の推進

- 障がいのある方の虐待通報を受けた際、また、虐待の疑い事例を発見した際には、障害者虐待防止法に基づき、県と連携しながら、市のマニュアルに沿って早期解決を図ります。
- 障がい者虐待に関する研修に、市や障害福祉サービス事業者は積極的に参加し、虐待防止についての理解を深めます。
- 障がいのある方が、成年後見制度を適切に利用できるように支援します。また、福祉や司法など、専門機関と連携して広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を備えた中核機関の整備を進めます。

(9) 行政サービス等における配慮

障がいのある方もない方も共に地域で安心して暮らすためには、障がいを正しく理解し、お互いに分かりあえる環境づくりが必要です。

■あいサポート運動の推進

- 県と連携して、あいサポート運動を市民や企業等に広め、あいサポーターが増えるよう努めます。また、あいサポートバッジの着用を促進し、障がいのある方が声をかけやすい環境をつくります。

- 小さい頃から障がい を正しく理解するため、市内の小中学校で、あいサポート運動や福祉教育の実践に努めます。
- 援助や配慮が必要であることを知らせる「ヘルプマーク」の普及に取り組み、障がいのある方がサポートを受けやすい環境をつくれます。

■交流と理解

- 市内で行われる福祉イベント等、障がいのある方とない方がともに交流し、ふれあうなかで、障がいへの理解を深める機会を増やします。
- 市内の障がい者団体との意見交換を活発に行い、障がいのある方のニーズの把握に努めます。
また、当事者団体の研修会等を支援します。
- 日常的に障がいのある方やその家族との交流を大切にし、個々のニーズに対応します。
- 市民の障がいへの理解が深まるよう、当事者団体の自主活動等へのボランティア参加を促進し、境港市社会福祉協議会の運営する境港市ボランティアセンターと連携し、障がいのある方と市民の交流の機会の充実を図ります。

